

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

### 告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
- 土地改良区の定款の変更を認可し

た件

○土地改良法により換地計画を定めた件

○第一種市街地再開発事業の施行について認可した件

### 公 告

○函科技工士試験を実施する件

○平成二十年年度砂利採取業務主任者試験の合格者を公告する件

### 正 誤

○平成二十年十一月二十七日付け号外第六十五号中

○平成二十年十二月二日付け定例第二千三十六号中

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第百三十三号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二「福島県営蓬萊団地の項中「十四号棟」の下に「十六号棟」を、「九号棟の百一号室から百八号室まで」の下に「十五号棟」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十年十二月二十二日から施行する。

(建築住宅課)

## 告 示

### 福島県告示第八百二十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年十二月二日救急病院として認定した。

平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 名称

所在地

福島県厚生農業協同組合 大沼郡会津美里町字高田甲 平成二十三年二月一日  
連合会 高田厚生病院 二九八一 (医療看護課)

### 福島県告示第八百二十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年十二月五日救急病院として認定した。

平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 名称

所在地

財団法人仁泉会医学研究所 伊達市箱崎字東二三一 平成二十三年二月四日  
北福島医療センター (医療看護課)

### 福島県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月九日から平成二十一年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島駅西口ショッピングセンター 福島市公事田六番地七ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まっちづくり課)

福島県告示第八百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月九日から平成二十一年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工労政部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
JR郡山市民市場 郡山市燧田百九十五番地

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月九日から平成二十一年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 会津若松市駅前町四十番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十二月九日から平成二十一年一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ郡山店 郡山市字城清水三十二番地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から平成二十年十一月五日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月二日認可した。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第八百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、本郷南地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧の期間  
平成二十年十二月十日から  
平成二十一年一月五日まで  
（二十七日間）

三 縦覧の場所  
大沼郡会津美里町役場

（農地管理課）

福島県告示第八百二十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項の規定により、第一種市街地再開発事業の施行について、次のとおり認可した。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の氏名及び名称並びに住所  
橋本 謙一（福島県郡山市中町七番二号）

財団法人湯浅報恩会（福島県郡山市駅前一丁目八番十六号）

保刈 八重子（福島県郡山市駅前一丁目八番九号）

二 事務所所在地  
郡山市駅前一丁目九番十五号国分ビル三階

三 事業の名称

- 四 県中都市計画郡山駅前一丁目第二地区第一種市街地再開発事業  
事業施行期間  
平成二十年十二月から平成二十六年六月まで
- 五 施行地区  
郡山市駅前一丁目の一部の区域
- 六 施行認可の年月日  
平成二十年十二月二日
- 七 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 八 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。
- 九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成二十一年一月八日

(建築指導課)

### 公 告

#### 公告第六百十八号

歯科技工法（昭和三十年法律第六十八号。以下「法」という。）第十二条第一項及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条第一項の規定により、平成二十一年福島県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日  
試験期日  
学説試験 平成二十一年二月二十日（金）午前十時開始  
実地試験 平成二十一年二月二十一日（土）午前九時開始
- 二 試験場所  
学説試験 福島市中町八番二号 福島県自治会館  
実地試験 福島市渡利字中角六十一番地 福島県立総合衛生学院
- 三 受験手続  
1 受験願書の受付期間  
平成二十一年一月九日（金）から同月十五日（木）まで（午前八時三十分から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日及び同月十二日を除く。）とし、郵送の場合には、同月十五日（木）までの消印があるものに限り有効とする（郵送の場合には、必ず書留郵便とすること。）。
- 2 受験願書の提出先  
郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号  
福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課

#### 3 提出書類

- (一) 受験願書
  - (二) 卒業（見込）証明書（法第十四条第一号又は第二号に該当する者のみ提出すること。なお、卒業見込証明書を提出して受験する者は、卒業後速やかに卒業証明書を提出すること。）
  - (三) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類（法第十四条第三号に該当する者のみ提出すること。）
  - (四) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類（法第十四条第四号に該当する者のみ提出すること。）
  - (五) 写真（出願前六月以内に脱帽で正面から撮影したものを台紙にはること。写真の大きさは、縦六センチメートル、横五センチメートルとすること。）
  - (六) 戸籍謄本又は戸籍抄本（いずれも出願前三月以内に発行のものであること。）
- 四 試験手数料  
三万六千円相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること（消印はしないこと。）
- 五 試験についての問い合わせ先  
郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号  
福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課  
電話（〇二四）五二一―七二二一

(医療看護課)

#### 公告第六百十九号

平成二十年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。  
平成二十年十二月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 五 六 一四 一五

(技術管理課建設産業室)

### 正 誤

ページ	段	行	正	誤
七二九	下	一二	同	同

○平成二十年十二月二日付け定例第二千三十六号中

七二九	下	一二	同	同
-----	---	----	---	---

○平成二十年十一月二十七日付け号外第六十五号中

二九
上
ら 後 一 か
9,054円
9,05円